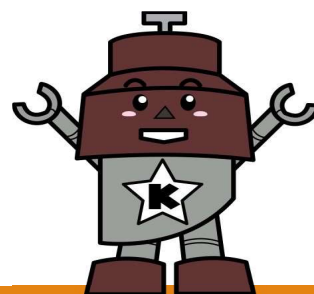
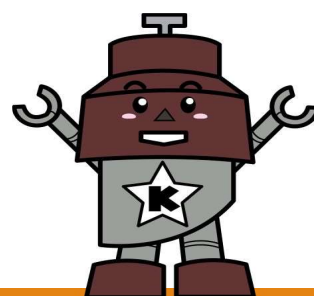


高齢者虐待を防ぐために

令和7年度「集団指導」
川口市役所 長寿支援課



高齢者虐待(概要)



高齢者虐待とは？？

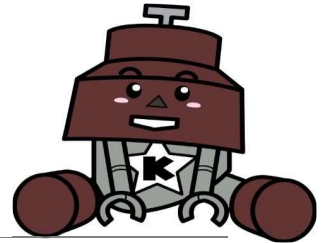
「高齢者が他者からの不適切な扱いにより
権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が
損なわれるような状態に置かれること」

- *「高齢者」 65歳以上のものと定義
- *「養護者」 実際に居宅にて高齢者介護を担う者
(家族であるべきか否かは問わない)

高齢者虐待の対応機関

- * 養護者による虐待 → 地域包括支援センター
- * 養介護施設従事者等による虐待
→ 長寿支援課・介護保険課・福祉監査課

【関係法規】



- ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
(以下、「高齢者虐待防止法」)
- ・埼玉県虐待禁止条例
- ・川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例

虐待通報は義務(努力義務含む)

- ・虐待の疑いでの通報は可能である。虚偽の虐待通報であっても罰則規定はない
- ・通報者の匿名性(守秘義務規定あり)
- ・事業所内での調査で虐待調査は終了ではない
→行政による調査の実施を

虐待行為の有無の判断・認定 ⇒行政が最終的に行う

【件数と推移】

表1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数(令和4年度対比)

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)
令和5年度	1,123件	3,441件	17,100件	40,386件
令和4年度	856件	2,795件	16,669件	38,291件
増減(増減率)	267件(31.2%)	646件(23.1%)	431件(2.6%)	2,095件(5.5%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

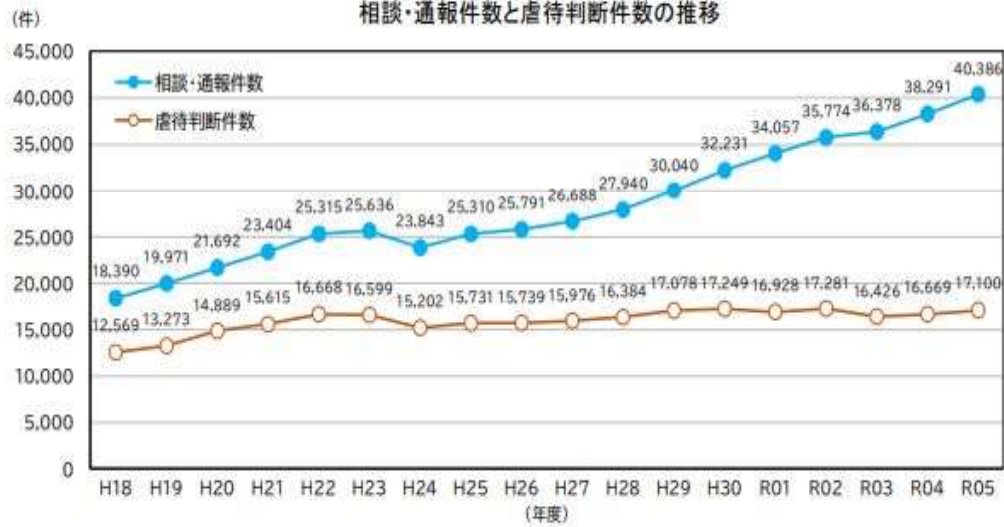
※3 調査対象年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に市町村等が虐待と判断した件数(施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。)

※4 調査対象年度(同上)に市町村が相談・通報を受理した件数

出典:厚生労働省

令和5年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

図2 養護者による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



出典:厚生労働省

令和5年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



出典:厚生労働省

令和5年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

【通報件数と虐待認定件数について】

●養護者による虐待について、

相談・通報件数40,386 件、虐待判断件数17,100 件
➡相談・通報件数は過去最多、虐待判断件数は増加

●養介護施設従事者等による虐待について、

相談・通報件数3,441 件、虐待判断件数1,123件
➡いずれも過去最多

【事実確認の留意点】

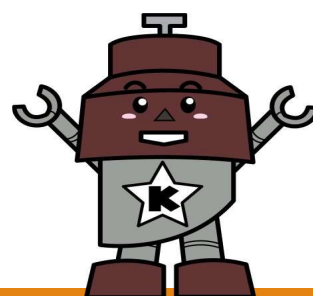
虐待の有無の判断も大切だが・・・。

- ・まずは「**緊急性の判断**」が重要
- ・命の関わるような案件であれば、救急通報であり、警察への通報が必要である
- ・一人では対応しない、同じ事業所職員、あるいは包括職員と一緒に動くこと
- ・事実を記録に、メモでも残すことが重要

具体的な支援

- ・警察・救急への連絡
- ・緊急ショートステイへの入所など一時避難
- ・成年後見制度などの活用
- ・介護保険サービスの積極的利用
- ・地域の見守り・声かけ
- ・疾病・障害への対応（治療）
- ・虐待者に対する相談・援助
- ・やむを得ない事由による措置

養護者による虐待について



居宅における 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係



出典:厚生労働省

令和5年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

グラフから読み取れること・・・

- ・身体的虐待は介護度に関係なく虐待件数は多い(痣や傷等により発覚しやすい)
- ・心理的虐待は「認知症なし・自立度Ⅰ」が最も多く、それ以降、介護度が上がるとその件数は減少傾向にある
- ・介護等放棄は介護度があがると虐待に繋がりやすい

養護者による虐待発生要因

①被虐待者の「認知症の症状」

9,639 件 (56.4%)

②虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」

9,376件 (54.8%)

③虐待者の「理解力の不足や低下」

8,162件 (47.7%)

④虐待者の「知識や情報の不足」

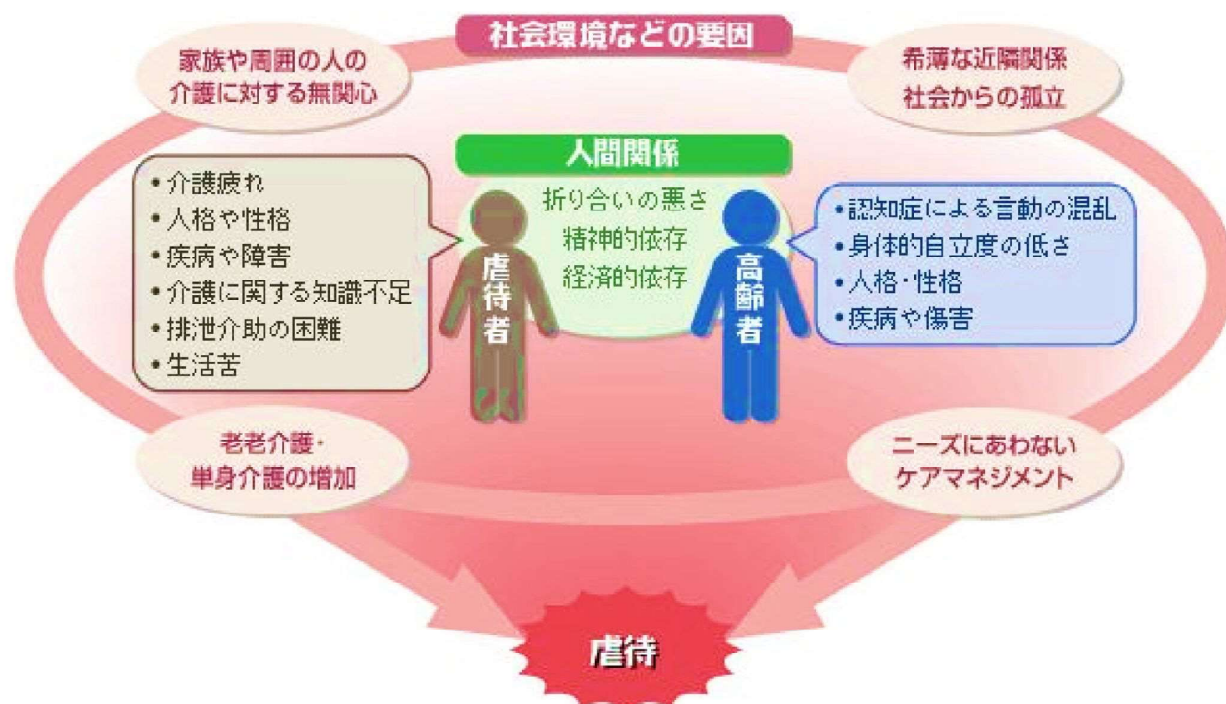
7,960 件 (46.5%)

*** 複数回答**

出典:厚生労働省

令和5年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

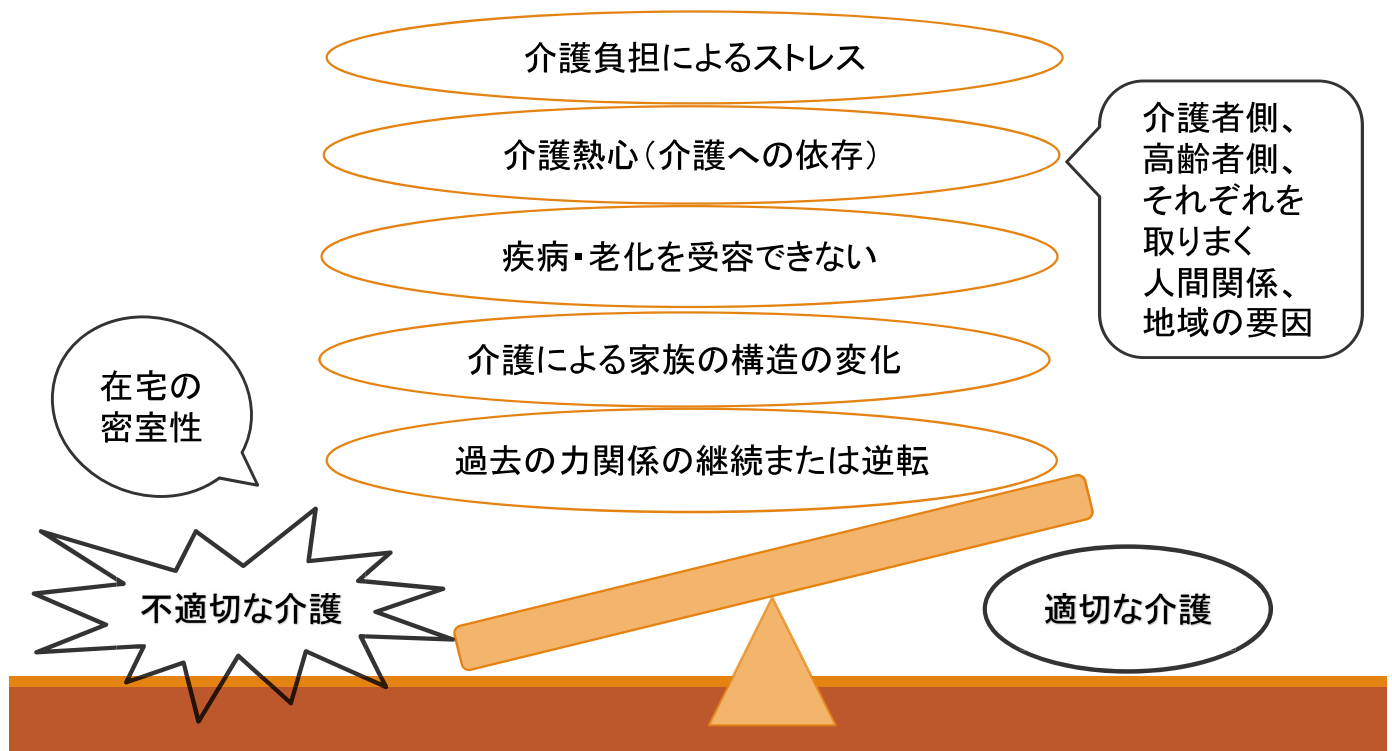
虐待の発生要因



出典:東京都福祉部 高齢者施策推進部

パンフレット「高齢者虐待防止と権利擁護 ―いつまでも自分らしく安心して暮らし続けるために」

なぜ居宅介護による虐待が起こるのか？



高齢者虐待が生じている家族の特徴

- ・介護が必要になっても、今までのパターンを変えない
- ・地域や社会から孤立している
- ・必要な医療・サービスを拒否している
- ・家族構成員が自立できていない(家族に依存している)
- ・感情を他者に適切に表現できない
- ・病気や介護が必要な高齢者を受容できない
- ・介護者としての自分を受容できない

義務感からの介護

押し付けられた介護

パターン化した介護

養護者の態度からみられるサイン(1)

- ・冷淡な態度や無関心さがみられる
 - ・世話や介護に対して、拒否的な発言がしばしば見られる
 - ・他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりが見られる
 - ・高齢者の健康や疾病に関心がなく、受診等を拒否する
- 

養護者の態度からみられるサイン(2)

- ・過度に乱暴な口のきき方をする
 - ・経済的に余裕があるにも関わらず、高齢者に対してお金をかけようとする
 - ・保健、福祉等の担当者に会うことを嫌い、理由をつけて面会などを拒否する
- 

地域からのサイン

- ・高齢者や介護者、家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物を投げつける音が聞こえる
- ・郵便物、新聞等がポストから溢れている
- ・近所付き合いが乏しく、交流の拒否を示す
- ・自宅前に座り込んだり、徘徊している姿が見られる
- ・高齢者の身なりが汚れている

(明確に虐待という分類ではないが・・・)
セルフネグレクトのサイン

- ・昼間でも雨戸が閉まっている
- ・電気、ガス、水道、家賃、TV受信料等の支払いを滞納している
- ・医療、介護、配食等必要サービスを拒否している
- ・新聞、郵便物、届け物等が放置されている
- ・物事や自分の周囲に関して極度に無関心になる
- ・「大丈夫」と言ってやんわりと拒否を示し、あきらめの態度がみられる
- ・室内、住居外にごみが散乱し、異臭を放つ

セルフネグレクトとは・・・

アルコール依存症や薬物依存症が「時間をかけた自殺行為」と称されているように、セルフネグレクトも時間をかけた自殺行為といえなくもない

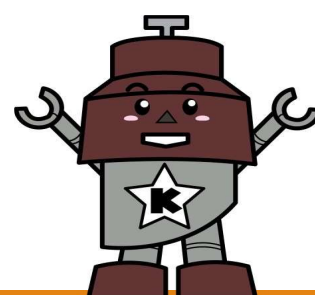
「拒否をするから仕方ない、放っておくしかない」

⇒本当に、それでいいのか？

**セルフネグレクトにある人は、拒否という形でしか
己のニーズを表出できない人、他者を遠ざける
ことでしかSOSが出せない人
⇒だからこそ、支援が必要です**

高齢者虐待事例 居宅介護編

※一部内容を脚色しています。



事例1 妻によるネグレクト・経済的虐待

支援開始経緯

通 報 ・外出中の脳梗塞により救急搬送・入院となり、
病院から包括支援センターに通報
世帯構成 ・同世帯は本人と妻、長男の三人世帯
虐待内容 ・高齢者の退院相談や医療費支払いに応じない
支援開始 ・包括支援センターと行政が病院や自宅に訪問

⇒ネグレクトと経済的虐待と虐待認定して介入を開始。

世帯状況等について

高齢者 ・年金有、要介護2、認知症状は軽度で意思疎通可能
年金搾取のため、生活保護に相談

妻 ・支援機関からの電話には一切応じない

長 男 ・稼働収入有、妻と同様に連絡が繋がらない

親 類 ・県外に親類がいるが、具体的な協力は不可

支援内容

(包括支援センターによる支援)

- 自宅への定期的な訪問
- 退院後の施設探し

(長寿支援課による支援)

- やむを得ない事由による措置(老人福祉法第11条1項2号)
- 成年後見制度の市長申立
- 年金振込先の変更

事例2 長男による虐待ケース(8050問題)

支援開始経緯

通報・介護保険認定調査員からの通報

- 同居している長男から高齢の両親への虐待
- 身体的虐待: 蹴る、叩く
- 心理的虐待: 怒鳴る、暴言を吐く

世帯構成・同世帯は高齢者の両親と長男の3人世帯

- 長男は精神障害者保健福祉手帳2級あり

(中等度知的障害、統合失調症)、長年引きこもり

⇒ 身体的、心理的虐待と認定し、支援を開始

事例2 長男による虐待ケース(続)

支援開始・包括支援センターへ同行訪問依頼

- ・長男支援のため、障害福祉課、障害者相談支援センターにも協力依頼
- ・高齢者宅訪問し、高齢者、長男個々に面接

支援経過・認定調査の中で高齢者の身体から痣や傷が発見され、分離について検討

- ・高齢者と長男、それぞれに対して介入・支援開始

世帯等背景について

- ・長男は長年引きこもり状態で、両親が長男の生活を支援
- ・高齢の父親の体調悪化、要介護状態により、問題が表面化
- ・両親と長男が共依存の関係

⇒ 被虐待者、虐待者それぞれに対して支援が必要と判断

支援内容

(包括支援センターによる支援)

- ・ケース会議等の調整、実施
- ・ショートステイ、施設入所について検討 ⇒分離の実施

(障害福祉課、障害者相談支援センターによる支援)

- ・長男への支援
- ・障害福祉サービスの導入について検討
(居宅身体介護、ショートステイ、施設入所)

事例3 サービス利用を拒否するケース

支援開始経緯

通 報・入所施設より包括支援センターへ相談

- ・高齢者は入所施設にて生活していたが、金銭負担を理由に無理やり施設から在宅に連れ戻してしまう

世帯構成・高齢者は要介護4、長男は生活保護受給中、
同居高齢者は要介護3の3人世帯

支援開始・包括支援センターと行政、CMが同世帯を訪問

支援内容

(包括支援センターによる支援)

- ・当面は居宅介護利用のため、居宅介護事業者を選定
- ・定期的に訪問して状況確認し、施設入所の必要性を説得

(居宅介護事業者による支援)

- ・高齢者や同居家族の状況を確認し、包括支援センター等と情報共有

虐待防止にむけて(1)

- ・虐待を生む要因は介護ストレスだけではなく、高齢者の認知面含め健康面、養護者の健康面、経済面、家族構成員成育歴など様々あり、背景を理解することが大切
- ・虐待について早い段階で気づき、事業所内、関係機関と連携を図り支援に入る
- ・居宅事業所やCMのみで対応せず、包括支援センターや行政など関係機関と連携を図り支援に入る

虐待防止に向けて(2)

- ・養護者との関係に配慮して、虐待を黙認することはあってはならない
 - ⇒ 通報すると関係性が崩れてしまうことへの憂慮があっても、高齢者を中心とした視点で関わる
- ・養護者を虐待者としてのみ位置付けず、養護者自身も支援が必要な対象として関わる



**ご熟読いただき
ありがとうございました**